

なお、本表の平成 21 年度末見込額には、特別会計予算総則第 10 条第 1 項の規定により定められた金額を含めて掲記している。

- 2 本表の「財政投融资特別会計国債」とは、特別会計に関する法律第 62 条第 1 項(平成 18 年度以前の発行分については同法附則第 66 条第 14 号の規定による廃止前の財政融資資金特別会計法及び平成 19 年度の発行分については特別会計に関する法律附則第 76 条第 1 項)の規定による国債である。
- 3 本表の「石油債券承継国債」とは、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律の規定により石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計において承継した債券に係る債務であり、「日本高速道路保有・債務返済機構債券承継国債」とは、「日本高速道路保有・債務返済機構借入金」とともに、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定により一般会計において承継することとなる債券(借入金との合計額(利息を含む。))は、平成 20 年度末見込額については 2,361,403,999 千円、平成 21 年度末見込額については 2,156,901,349 千円)に係る債務である。
- 4 本表の「借入金」のうち、「旧日本国有鉄道借入金」及び「旧日本国有鉄道清算事業団借入金」は、平成 19 年度末実績額については、当該年度中に日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債に借り換えを行ったもの、平成 20 年度末及び平成 21 年度末見込額については、各年度中に日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債に借り換えを行うものを除いて掲記しており、「交付税及び譲与税配付金借入金」は、平成 20 年度末及び平成 21 年度末見込額については、各年度中に交付税及び譲与税配付金承継債務借換国債に借り換えを行うものを除いて掲記している。
- 5 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(参考)

特別会計に関する法律第 49 条第 1 項の規定により支払を約するものについての元金償還の金額に相当することとなる本表の普通国債の現在高は、平成 19 年度末実績額については 2,080,000,000 千円、平成 20 年度末見込額については 3,880,000,000 千円、平成 21 年度末見込額については 5,680,000,000 千円である。